

# 特定技能制度のご案内

日本在留中の切替が  
おすすめ！

技能実習生にこれからも自社で働いて欲しいと思いませんか？  
特定技能制度を活用すれば、あと5年間、実習生に継続して働いてもらうことができます！

建設分野では、特定技能外国人の受入事業を行うため、平成31年4月、専門工事業団体と元請建設業者が（一社）建設技能人材機構（JAC）を設立しました。

## 技能実習から特定技能への移行には こんなメリットがあります！

- 技能実習時と同じ職種で働くのであれば、技能評価試験や日本語試験を受ける必要なし
- 登録支援機関の使用は任意。技能実習と比べて外国人材の受入れ費用の削減が可能（※1）
- 実習生が日本にいる間に「特定技能」へ切り替えれば、費用負担を抑えられます（ベトナムの場合）
- 優秀な外国人には、将来的に特定技能2号として在留期間の更新期限なしで就労してもらうことが可能
- 「特定技能1号」への切替え手続きに時間がかかりそうでも、4カ月間は特定活動の資格で就労できるから安心（※2）

（※1） 建設分野ではJAC／（一財）国際建設技能振興機構（FITS）のサポート（一部）もあるため、登録支援機関に頼まなくても、十分自社での実施が可能です。

（※2） 新型コロナウイルス感染症の影響がある場合

詳しくは、JACまでお問合せください！